

## しずおか県民カレッジ運営要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、しずおか県民カレッジ（以下「県民カレッジ」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 県民カレッジは、個人の能力を高めたり、新しい人生を創出したりすることを支援し、学習成果を活かした社会活動参加の促進を図るため、多様化・高度化した成人の学習欲求に応じた学習機会及び総合的・体系的な学習情報を提供することにより「有徳の人」づくりを推進する。

### (入学対象者)

第3 静岡県内に在住している者とする。

### (学長及び副学長)

第4 県民カレッジに学長及び副学長を置く。

- 2 学長は、静岡県知事をもって充てる。
- 3 副学長は、静岡県教育委員会教育長をもって充てる。

### (事務局)

第5 県民カレッジの事務を処理するため、事務局を静岡県総合教育センター内に置く。

- 2 事務局長は、静岡県総合教育センター所長をもって充てる。

### (学長、副学長及び事務局の職務)

第6 学長は、県民カレッジを代表し、学務を総理する。

- 2 副学長は、学長を補佐し、学長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、県民カレッジの運営に関し必要な事務処理を総括する。
- 4 事務局は、県民カレッジの運営に関し必要な事務処理を行う。

### (運営委員会)

第7 県民カレッジの運営に関する事項について審議を行う場合は、必要に応じて運営委員会を開くことができる。

- 2 県民カレッジ運営委員会は、静岡県生涯学習情報発信システム運営委員会をもって代えることができる。

### (実施団体等の承認条件)

第8 実施団体は、静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」に登録している団体とする。

(連携講座の対象基準)

第9 県民カレッジ連携講座の対象となる講座は、以下の条件を満たす講座とする。

- (1) 1時間以上の講座とする
- (2) 受講生の安全性に関し、十分な配慮がなされていること
- (3) 講座参加費を徴収する場合は、実費程度であること
- (4) 次のア・イ以外の理由を除き、受講者を限定しないこと
  - ア 講座の性格上必要な場合は性別や年齢による限定も可
  - イ 市町実施講座においては、当該市町の住民の受講を優先することは妨げない
- (5) オンライン講座は、主催者が受講者の履行を確認できるようにすること
- (6) 静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」に登録した講座であること
- (7) 法令に違反していないこと、又は法令に違反するおそれのないこと
- (8) 収益等による直接的な営利を目的にしないこと
- (9) 特定の商品の販売行為、宣伝行為をしないこと
- (10) 第三者の財産、権利、名誉を侵害したり、不利益を与えたりしないこと
- (11) 第三者を誹謗、中傷する内容でないこと
- (12) 公序良俗に反しない内容であること
- (13) 特定の宗教・思想・政治的な活動や加入につながらないこと

(単位認定時間)

第10 1時間1単位として認定する。

- 2 1時間以上で分単位の端数が出る場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ1時間とする。ただし、講座中に30分以上の休憩がある場合、その休憩時間は単位認定時間に含めない。
- 3 その他、不明な点は事務局と協議するものとする。

(講座の体系)

第11 学習情報を体系的に提供するため別表のとおり部門を設け、講座を学習分類に応じて位置づける。

(講座の定員、募集及び決定)

第12 実施機関は、講座の定員等を定め、受講生を募集し決定する。

(連携講座受講の修了認定)

第13 実施機関は、講座修了後、第9に定められた基準に準ずる連携講座を受講した受講生に対して、県民カレッジ受講手帳に県民カレッジシールを貼付、もしくは実施機関の印を押印し、修了認定を行う。

(称号の授与)

第14 学長は、所定の単位を取得した受講生で、称号取得を希望する者の申

請があった場合、学長名で以下のとおりの称号を記載した証書を授与する。

なお、証書の再発行は行わない。

- (1) 100 単位：ふるさと学士
- (2) 300 単位：ふるさと修士
- (3) 500 単位：ふるさと博士
- (4) 1000 単位：ふるさと名誉博士

2 修了認定を受けた者のうち、称号取得を希望する者は、以下の手続きをとる。

- (1) 県民カレッジ受講手帳に必要事項を記入する。
- (2) 記入した県民カレッジ受講手帳及び返信用切手等を同封し、事務局へ郵送する。返信用切手が不足している場合は、県民カレッジ事務局から申請者へ連絡があるので、連絡後不足分の切手を事務局へ速やかに郵送する。

3 学長は、第 13 に定める修了認定を受けた者に対して称号を授与する。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジに関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) しずおか県民カレッジの組織に関する要綱
- (2) しずおか県民カレッジの運営に関する要綱

(別表)

### 部門別分類表

部門番号	部門	学習内容と講座例	キーワード
1	ふるさと生活学	健康で豊かな生活を送るための講座 例：家庭教育、ボランティア、カウンセリング、福祉、医療、看護、食生活エクササイズ、ヨガ、体力づくりなど	健康 福祉 食
2	ふるさと社会学	社会の様々な課題について学ぶ講座 例：政治、経済、経営、マネジメント、金融、法律、社会学、共生、男女共同参画社会など	社会 経済
3	ふるさと文化学	文化、芸術、競技スポーツ、ダンス、趣味などについて学ぶ講座 例：文学、各種スポーツ、各種ダンス、バレエ、音楽、美術、工芸、カメラ、料理など	文化 芸術
4	ふるさと地域学	さまざまな地域の歴史、文化、自然、地域づくりについて学ぶ講座 例：歴史・文化・自然から地域への理解を深めるもの、フィールドワーク、まちづくり、観光など	地域 郷土 歴史
5	ふるさと国際学	国際理解や国際感覚を養う講座 例：外国語の学習、国際交流や文化交流、国際問題に関するもの	国際 理解
6	ふるさと情報学	科学技術が高度に発達した社会で求められる専門的な技術を学ぶ講座 例：パソコン、IT、ものづくり、工学、科学技術など	科学 情報
7	ふるさと環境学	環境について学ぶ講座 例：環境問題、環境保全、リサイクル、防災など	環境 防災
8	ふるさと総合学	総合的に、いくつかの分野・領域にまたがり学習する講座	いくつ かの分 野にま たがる もの